

改 正 案	現 行
第八十七条（略） ろく 七（略） 81 <u>第一項及び第三項から前項までの規定は、株式等交付請求権（新株予約権以外の権利であつて、当該株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。以下この条において同じ。）について準用する。</u> 91 <u>募集株式を引き受ける者の募集に際して発行する株式又は処分する株式が株式等交付請求権の行使によつて発行又は処分をする株式であるときにおける第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「掲げる額の合計額」とあるのは、「掲げる額及び第八十七条第八項に規定する株式等交付請求権の行使時における帳簿価額の合計額」とする。</u> （会計監査報告の内容及） 第百五十四条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一（略） 二 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、<u>その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）</u> ろく 八（略） ろく 五（略） ろく 三（略） 第百六十三条 法第四百三十九条及び第四百四十一条第四項（以下この条において「承認特別規定」という。）に規定する法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。 一 承認特別規定に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容及第百五十四条第一項第二号イに定める事項（当該計算関係書類が臨時計算書類である場合にあつては、当	第八十七条（略） ろく 七（略） （新設） （新設） （新設） （会計監査報告の内容及） 第百五十四条（略） 一（略） 二 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、<u>次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項</u> ろく 八（略） ろく 五（略） ろく 三（略） 第百六十三条 法第四百三十九条及び第四百四十一条第四項（以下この条において「承認特別規定」という。）に規定する法務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。 一 承認特別規定に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容及第百五十四条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

該事項に相当する事項を含む。）が含まれていること。 一五 （略） 附 則 （委員会設置会社の作成すべき計算書類等に関する経過措置） 第三条 （略） ～ 4 （略） 5 第百六十一条第七項の規定は、第一項の規定により作成する計算書類を定時株主総会に提出する場合について準用する。 6 第百六十二条第七項の規定は、第一項の規定により作成する連結計算書類を定時株主総会に提出する場合について準用する。 7 会社法施行規則第百三十三条第六項の規定は、第二項の規定により作成する営業報告書を定時株主総会に提出する場合について準用する。 （計算書類の提供方法に関する経過措置） 第九条 第百六十一条第七項の規定は、会社法整備法第二十七条第二項又は第九十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた計算書類を定時株主総会に提出する場合について準用する。 （連結計算書類の提供方法に関する経過措置） 第十条 第百六十二条第七項の規定は、会社法整備法第五十六条の規定によりなお従前の例によるものとされた連結計算書類を定時株主総会に提出する場合について準用する。	一五 （略） 附 則 （委員会設置会社の作成すべき計算書類等に関する経過措置） 第三条 （略） ～ 4 （略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）
---	--